

平成22年2月第22回互理町議会臨時会会議録（第1号）

○ 平成22年2月9日第22回互理町議会臨時会は、互理町議会議事堂に招集された。

○ 応招議員（19名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1 番 | 小野 一雄 | 2 番 | 熊澤 勇 |
| 3 番 | 鞠子 幸則 | 4 番 | 相澤 久美子 |
| 5 番 | 渡邊 健一 | 6 番 | 高野 孝一 |
| 8 番 | 安藤 美重子 | 9 番 | 鈴木 高行 |
| 10番 | 平間 竹夫 | 11番 | 佐藤 アヤ |
| 12番 | 佐藤 實 | 13番 | 山本 久人 |
| 14番 | 熊田 芳子 | 15番 | 安田 重行 |
| 16番 | 永浜 紀次 | 17番 | 高野 進 |
| 18番 | 島田 金一 | 19番 | 安細 隆之 |
| 20番 | 岩佐 信一 | | |

○ 不応招議員（1名）

- 7 番 穴戸 秀正

○ 出席議員（19名）

応招議員に同じ

○ 欠席議員（ 1名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------|---------|-----------|---------|
| 町 長 | 齋 藤 邦 男 | 副 町 長 | 齋 藤 貞 |
| 総務課長 | 森 忠 則 | 企画財政課長 | 佐 藤 仁 志 |
| 税務課長 | 日 下 初 夫 | 町民生活課長 | 安 喰 和 子 |
| 保健福祉課長 | 佐 藤 浄 | 産業観光課長 | 東 常太郎 |
| わたり温泉鳥の海所長 | 作 間 行 雄 | 都市建設課長 | 古 積 敏 男 |
| 上下水道課長 | 清 野 博 文 | 会計管理者 | 齋 藤 良 一 |
| 教育長 | 岩 城 敏 夫 | 会計課長 | 遠 藤 敏 夫 |
| 生涯学習課長 | 佐々木 利 久 | 学務課長 | 東 常太郎 |
| | | 農業委員会事務局長 | |

○ 事務局より出席した者の職氏名

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 事務局長 | 佐 藤 正 司 | 庶務班長 | 牛 坂 昌 浩 |
| 書記 | 佐 藤 義 行 | | |

議事日程第 1 号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

議長諸報告

日程第3 提出議案の説明

日程第4 議案第1号 工事請負変更契約の締結について（平成21年度亙理第3-2号汚水枝線工事）

日程第5 議案第2号 平成21年度亙理町一般会計補正予算（第7号）

日程第6 議案第3号 平成21年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第7 議案第4号 平成21年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

午前9時59分 開会

議長（岩佐信一君） おはようございます。

これより、平成22年2月第22回亙理町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

なお、7番 宍戸秀正議員から欠席の届け出があります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩佐信一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、17番高野 進議員、18番島田金一議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（岩佐信一君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長諸報告

議長（岩佐信一君） 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

次に、町長提出議案についてであります。町長から、工事請負変更契約の締結1件、補正予算案3件が提出されております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3 提出議案の説明

議長（岩佐信一君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長、登壇。

〔町長 齋藤邦男君 登壇〕

町長（齋藤邦男君） それでは、提出議案の説明を申し上げます。

本日、第22回互理町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、議案4件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

初めに、議案第1号 工事請負変更契約の締結について（平成21年度互理第3-2号汚水枝線工事）は、荒浜字西木倉地内において、線路延長を223.5メートルから320.6メートルに延伸することに伴い、1,523万8,650円を増額し5,986万3,650円に変更するもので、工事請負変更契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、予算関係議案についてご説明申し上げます。

議案第2号 平成21年度互理町一般会計補正予算（第7号）については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ850万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ93億1,299万5,000円とするものであります。

今回の補正予算については、昨年6月の臨時会で提案し可決いただきました「地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業」において、それぞれの事業費が確定した関係が主なものであります。

それでは、歳出予算についてご説明申し上げます。

2款総務費については、本町が所有する公用車5台を環境対応車（ハイブリット車2台・低排出ガス車3台）に更新する事業を実施いたしましたが、入札の結果等により196万円を減額補正するものであります。また、町民乗合自動車「さざんか号」の運行において利用頻度の高い荒浜線に29人乗りのマイクロバスを購入する事業を実施いたしましたが、この事業についても事業費確定に伴い65万円を減額補正するものであります。

3款民生費については、社会福祉費において「亘理町国民健康保険特別会計」の財政基盤の安定を図るため、低所得者などの軽減対象者に係る軽減相当額について町負担分を含めて繰り出すものが主なもので、643万6,000円を増額補正するものであります。

また、児童福祉費においては、地震等の災害発生時に幼児の安全確保を図るため、町内全保育所及び児童館に「ガラス飛散防止フィルム」を設置する工事を実施いたしましたが、事業費が確定いたしましたので、あわせて198万8,000円を減額補正するものであります。

4款衛生費については、新エネルギー安定供給の確保及び地球温暖化対策事業を進める観点からPR効果が高い公共施設「わたり温泉鳥の海」の敷地内に太陽光発電システムを設置する事業を実施いたしましたが、入札の結果により1,300万円を減額補正するものであります。また、太陽光エネルギーの普及促進を図ること及びCO₂排出抑制などを目的として実施した「太陽光発電システム設置補助金」及び「クリーンエネルギー自動車普及促進補助金」については、町民皆様の環境保全への意識の高揚により予定した設置数・台数を大幅に上回ることとなり、あわせて739万3,000円を増額補正するものであります。

8款土木費については、公共下水道費において「亘理町公共下水道事業特別会計」の事業費の精査により14万1,000円を減額補正するものであります。また、公園管理経費においては、スポーツやレクリエーション需要に対応するとともに防

災拠点施設として、複合的機能をあわせもつ公園を逢隈中泉地区内に整備するための基本設計及び公有財産の購入事業費の確定により減額補正、さらには、サッカースポーツ少年団等の練習や各種大会での利活用の促進あるいは、大学や高校等の運動部が合宿に訪れる環境を図る目的で整備を行った「鳥の海公園陸上競技場芝生化工事」において、現地精査の結果、芝張りの面積工事等が増となり、その経費を増額補正するものなど、相殺し1,083万5,000円を減額補正するものであります。

9款消防費については、町内に組織されている自主防災組織に対し、防災活動等に使用するためのワイヤレスメガホン設備を購入し配置する事業を実施した結果、事業費確定に伴い413万円を減額補正するものであります。

10款教育費については、小学校費において来年度の高屋小学校の特別支援学級が増加することにより、現在の特別支援教室を2分割から3分割に改修する工事を実施すること及び亘理小学校西校庭の芝生化工事を実施する中で、芝生化された多目的グラウンド使用者のためのトイレや生け垣等の周辺整備を行う附帯工事費合わせて1,143万5,000円を増額補正するものであります。また、中学校費においては、災害時における生徒の安全や地域住民の避難場所を確保するため、体育館のガラス飛散防止フィルムを取りつけする工事を実施いたしました。事業費が確定いたしましたので、106万7,000円を減額補正するものであります。

なお、学校給食センター事業費においては、調理室及び洗浄室内のエアコンが老朽化により使用不能となったため、新たにエアコン3基を設置するもので、今回予算の組み替えを行ったものであります。

次に、歳入予算についてご説明申し上げます。

13款国庫支出金については、国民健康保険において低所得者の保険税軽減分の国負担分「保険基盤安定負担金」として28万1,000円を増額補正するもの及び昨年6月の臨時議会において提案し可決いただきました経済危機対策として当時の政府与党が交付した平成21年度第1次補正予算である「地域活性化・経済危機対策交付金」の確定に伴い、113万8,000円を減額補正するものであります。

14款県支出金については、国庫負担金と同様に国民健康保険において低所得者保険税軽減分及び保険者支援分の増により県の負担分「保険基盤安定負担金」として455万6,000円を増額補正するものであります。

17款繰入金については、財政調整基金から繰り入れし、歳入予算の調整を行っておりましたが、今回の補正予算の財源調整のため、「財政調整基金繰入金」から1,220万6,000円を減額補正するものであります。

議案第3号 平成21年度互理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億648万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億8,381万7,000円とするものとし、あわせて地方債の追加を行うものであります。

歳出予算については、一般被保険者療養給付費を初めとする、各種医療給付費の増加により増額補正するものであります。

歳入予算については、国民健康保険税の引き上げができなかったことにより、当初予算で計上した税額が下回る見込みとなったため減額補正するものであります。

歳出においては、保険給付費の増額により、国庫支出金療養給付費交付金及び一般会計繰入金等をそれぞれ増額補正するものが主なるものであります。

また、地方債の補正については、医療給付費の不足財源に充てるため、宮城県の「国民健康保険広域化等支援基金」の保険財政自立支援事業を活用し、借入金として1億8,000万円を追加補正するものであります。

議案第4号 平成21年度互理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ555万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億411万4,000円とするものとし、あわせて債務負担行為の変更及び地方債の変更を行うものであります。

今回の補正は、補助事業における委託料の減と請負工事費の事業費確定による増、補償費の減により予算の組み替えを行うもの及び流域下水道の事業費確定に伴う増額補正等が主なるものであります。

また、平成21年度分の水洗便所改造資金融資あっせん利子補給金に係る債務負担行為限度額を変更するもの及び地方債の変更分については、流域下水道事業債について、事業費等が確定したことに伴い借入限度額を変更するものであります。

以上、議案4件であります。慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願いを申し上げます。提出議案の説明といたします。

議長（岩佐信一君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第4 議案第1号 工事請負変更契約の締結について

議長（岩佐信一君） 日程第4、議案第1号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、議案第1号 工事請負変更契約の締結についてご説明を申し上げます。

平成21年11月25日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

今回の工事請負の変更契約でございますが、当初議会の議決を要しない5,000万円以下ということで原契約は行ったわけでございますが、事業費の精査等により変更になりまして、5,000万円を超えることから、今回議会の議決を求めるものでございます。

記として、1、工事名 平成21年度亘理第3-2号汚水枝線工事

2、請負金額 変更請負金額5,986万3,650円、原請負金額4,462万5,000円、増額1,523万8,650円

3、契約の相手方 亘理町逢隈高屋字中原39番地1、株式会社太田工務店
2ページをお開き願います。

資料の方のご説明を申し上げます。1、契約年月日、平成21年11月25日

2、工事の概要、工種、変更前、変更後というふうにご説明申し上げます。線路延長（口径200ミリメートル）、223.5メートルの延長に対しまして、変更後320.6メートルということで、97.1メートルの増になっております。

次に、沈埋工法（口径200ミリメートル）、223.5メートル、変更後320.6メートルということで、線路延長と同じ増でございます。

マンホール設置工、5カ所、変更後は8カ所ということで3カ所の増となっております。

公共柵設置工、14カ所、変更後は25カ所ということで、11カ所の増となっております。

附帯工については一式ということで、変更前と同じでございます。

3、工期、変更前平成21年11月26日から平成22年2月26日まででございました。変更後については、着工は同じでございますが、完成予定は平成22年3月26日までということで、1カ月延長するものでございます。

あと、3ページにつきましては、この工事箇所についての詳細図でございます。町道箱根田線から南に町道鳥屋崎3丁目までの交差点部までの延長にしまして、223.5メートルの工事を最初発注したところでございます。補助事業の事業費の精査の結果、今回事業費を有効に使うということで組かえを行いまして、増工分ということで南側、町道鳥屋崎3丁目線の交差点分から南に97.1メートルを延伸するという増工工事でございます。

内容については以上で終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） まず第1点目、今回地図にあるとおり増工区間、これはなぜ当初からここを工事対象にしなかったんですか。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） この工事につきましては、未普及事業で補助をもらっているわけですが、当初この未普及事業については、申請の結果この増工部分と、それから東に行く分、カラオケ店の南の方を通る道路ですが、そ一括で22年度で実施するというふうな計画でございました。先ほど企画財政課長の方にもありましたように、補助事業の中で委託金に、入札の結果かなりの差が出たというふうなことで、この工事を延長するものでございます。なお、22年度で実施している予定でしたけれども、今財政が大変厳しいというふうなことで、今のところこの部分については削減されております。そういうふうなことで、ことしの予算を使ってできるだけ延長したいというふうなことで増工した部分でございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 仙南小型から東側について、今の説明だと平成22年度に工事を行うんですか。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） この分については今回増工する分と、仙南小型の後ろの道路ですね、そこをする予定でしたけれども、今お話ししましたように22年度で未普及事業については計画を出したんですけれども、その7割しか認められないというふうなことで、今追加要望しているところですので、その予算がつき次第そこを実施していきたいというふうに思っています。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） もう1点だけ。この仙南小型から南側についてはどうなるんですか。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 当初は下水道区域で見えておりましたけれども、見直しを行いまして、そこの鳥屋崎、南の分については浄化槽区域で実施していただくというふうなことで町民の方々の説明会を行いまして、浄化槽で対応していきたいというふうに思っています。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 平成21年度亘理町一般会計補正予算（第7号）

議長（岩佐信一君） 日程第5、議案第2号 平成21年度亙理町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、議案第2号 平成21年度亙理町一般会計補正予算（第7号）についてご説明を申し上げます。

平成21年度亙理町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ850万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億1,299万5,000円とするものでございます。

今回の補正内容については、先ほど齋藤町長が提案理由の説明のとおり、国の第1次補正でございました地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業についての事業費が確定したことに伴いまして、来月国の方に実績報告を提出するという事になっておりますので、それらの事業費の精査が主な内容でございます。

それでは、歳出の方からご説明を申し上げますので、10ページをお開きいただきたいと思っております。

それでは、2款総務費1項5目財産管理費。196万円の減額補正でございますが、これにつきましては車両管理経費ということでハイブリッド車が2台、低排出ガス車が3台の購入に伴いまして、入札の結果の落札率が高かったものですから、この金額を減額するものでございます。

次に、14目諸費。65万円の減額補正でございますが、これについては町民乗合バス自動車運行事業でございますが、さざんか号で荒浜線が非常に乗りこぼしがあるということで、29人乗りのマイクロバスを今回購入するという事業でございますが、購入契約の結果、この所要金額を減額するものでございます。

次に、3款民生費。1項1目社会福祉総務費643万6,000円の増額補正でございますが、これにつきましては国民健康保険特別会計の繰出金でございます。保険基盤安定繰出金ということで645万円、出産育児一時金の繰出金については減額で1万4,000円の事業費精査額でございます。

次に、2項児童福祉費の2目児童館費70万9,000円の減額補正と、3目の保育所費127万9,000円の減額補正でございますが、これについては児童館・保育所のガラスの飛散防止フィルムの取り付け工事の確定による減額でございます。

次に、12ページをお開きいただきたいと思います。

4款衛生費1項5目環境衛生費。全体で560万7,000円の減額補正でございますが、右側の説明欄でございますが、15節の工事請負費については、太陽光の発電システムの設置工事ということで、1,300万円の工事費の入札結果の確定によりまして減額補正するものでございます。

あと、19節の負担金補助及び交付金の補助金でございますが、太陽光発電システム設置補助金については649万3,000円。あと、クリーンエネルギー自動車普及促進補助金については90万円の増額でございます。これらの、この太陽光とクリーンエネルギーについては、当初6月の補正の際に、基本的には1,485万円で一般財源を充てて、途中組み替えをして、その臨時交付金事業に乗ったわけでございますが、今回はすべての金額が事業費精査の結果、臨時交付金事業ということで、一般財源はすべて減額というふうな事業内容で予算調整をさせていただいております。

次に、8款土木費の4項都市計画費の中の2目公共下水道費。14万1,000円の減額については公共下水道特別会計の事業精査により繰出金の減額でございます。

4目公園管理費1,083万5,000円につきましては、公園管理の中の逢隈公園の基本設計業務委託と公園の公有財産購入費、あと鳥の海公園の陸上競技場の芝生化工事等の事業費精査によりまして、この所要金額が減額となるものでございます。

次に、9款消防費1項5目防災費413万円の減額でございますが、これについては備品購入費ということでございますが、町内の自主防災組織に大型メガホン1式74セット購入したわけでございますが、入札の結果の落札額でございます。

次に、10款教育費。次のページに入らせていただきます。2項小学校費1目学校管理費1,143万5,000円の増額補正でございます。これにつきましては、15節の工事請負費の中に今回高屋小学校特別支援教室改修工事ということで、現在高屋小学校は、特別支援学級は2教室ございました。ことしの4月から今度は1教室ふえるということで、現在の教室の2分割を3分割に改修しなくちゃならないということでの工事費、そして今回の経済危機対策臨時交付金の事業費が交付金額が割れるということでございまして、亘理小学校西校庭芝生化工事ということで、また、例えばトイレ、倉庫、東側の沿路等を砂利で整地したわけでございますが、雨の際に町道に流れるということでございますから、一部舗装。そして、

亘理小学校の学習庭園ということで、こちらの方の西側に、小学生が使えるような学習庭園をつくりたいということで、それらの工事費を今回補正増額させていただいて、この所要額で増額補正をするものでございます。

次に、3項中学校費の1目学校管理費106万7,000円については、亘理中学校の屋内運動場のガラスの飛散防止フィルム取り付け工事の事業費の精査額でございます。

最後に、5項保健体育費の2目学校給食費。補正額は0でございますが、今回説明の欄の中で15節の工事請負費ということで、調理室・洗浄室のエアコンが30年以上たっておりまして老朽化して使えないということでございまして、今回3基設置工事をしたいということでございまして、事業費、そして14節の使用料及び賃借料の事業費調整をさせていただいて、予算の組み替えをさせていただくものでございます。

次に、歳入をご説明しますので8ページの方に戻っていただきたいと思えます。

8ページの方、歳入13款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金。これにつきましては、国庫会計の方の保険基盤安定制度負担金ということでの確定による補正金額28万1,000円でございます。

次に、2項国庫補助金9目総務費国庫補助金113万8,000円の減額補正でございますが、これについては国の1次補正予算の地域活性化・経済危機対策臨時交付金、当初亘理町には1億8,664万円の内示があったわけでございますが、総務省の方で全国の1次配分の内示額を精査したところ、過大に配分をしたということで、全国の市町村が約130万円前後が交付金を1回戻していただきたいということでございまして、本町では113万8,000円を戻すということになりましたので、これらの減額補正でございます。

次に、14款県支出金1項1目民生費負担金については455万6,000円の増額補正でございますが、これについては民生費の国庫負担金と同じでございまして、保険基盤の安定制度の負担金ということでの県の負担額でございます。

次に、17款繰入金1項1目財政調整基金繰入金ということで1,220万6,000円の減額補正ですが、財源調整をした結果、基金への戻し入れということで繰入金の減額補正でございます。

内容については以上でございます。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） まず第1点目、15ページ、10款2項1目15節高屋小学校の特別支援教室改修工事ですね。これはまず一つは、児童数がふえて学級をふやしたのか、それとも児童数がふえなくても学級数をふやしたのか、その点について説明をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） ただいまの質問にお答え申し上げます。

こちらは、内容を申し上げますと、児童数はふえたわけではございません。と申しますのは、今現在1年生の通常学級に入っている児童が一人、こちらが去年の心身障害児の審議会において特別支援学級が相当であろうと一人判断されました。この方については、ご両親了解のもと、新年度から特別支援学級に入るということで、1年生がそのまま普通学級から特別支援学級に移行するという内容でございます。内容的には情緒障害児でございます。また、参考までに、今まで入っておった知的障害二人いるわけですが、先ほど財政課長から説明ありましたとおり、図書室を2分割にして今までやってきたわけですが、障害の内容が変わるということで、図書室を3分割にして、図書室、情緒障害新たに入ってくる分、また知的障害今までいた分と、三つに分ける予算でございます。なお、知的障害の二人入っておったんですが、一人は6年生でございます、この6年生は新学期から山元支援学校の方に進学するというので、新年度からは1名ずつの特別支援学級となるものでございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 13ページ、4款1項5目19節太陽光発電システム設置補助金、その下のクリーンエネルギー自動車普及促進補助金、それぞれ今回の事業で設置数が幾らで、また台数が幾らで、費用がどのくらいなのか、それぞれ説明をお願いしたいということと、もう一点は、鳩山政権2009年度第2次補正予算ですね。先ほど成立した第2次補正予算には、前政権と同じように太陽光発電システム設置補助金及びエコカー補助金、これは新しい施策ですけれども、住宅版エコポイントという、あと家電・電気のエコポイントという施策が盛り込まれておりますけれ

ども、今後互理町ではどのように取り組むのか答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町民生活課長。

町民生活課長（安喰和子君） では、太陽光発電システムの設置件数とクリーンエネルギーの自動車の普及補助金の内訳を申し上げます。

太陽光の方は12月25日に受け付け終了しておりますが、全部で80件でした。個人住宅が79件で、事業所が1件で80件です。それで、上乗せある7万円の補助金の方は46件でありまして、それから3万5,000円の上乗せなしの分の件数は34件で、80件です。それで、申請金額の合計が1,734万3,000円ということで、一応申請金額の合計です。

それから、クリーンエネルギーの方は112件、これは9月30日で受け付け終了しております。内訳といいますと、ホンダの機種インサイトが14件、それからその他、プリウス、もっと高いのありましたけど、98件で112件です。それで、申請金額は10万円の補助なので、1,120万円ということです。

2番目につきましては、財政課長さんですか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 第2問目の質問についての今後の取り組みでございますが、22年度につきましても、やはり低炭素社会の実現ということでございまして、二酸化炭素排出抑制でございますので、町の方の環境基本条例実施計画等に伴いまして、太陽光発電システムの導入補助金については継続して実施をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 13ページ、同じところですのですけれども、4款1項5目15節ですね、太陽光発電システム設置工事ですね。実はこれ、いろいろ新聞報道にもありましたけれども、入札から落札までどういう経過があったのか述べてください。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 入札から最終的な落札まででございますが、第1回目につきましては、本町では10月から取りかかりまして、12月に入札ということで事業を進めました。これについては5,000万円を超えることから、一般競争入札の簡易型の総合評価方式を採用するというので、広く電気工事の工手を持っている業者

さんで、うちの方の条件を満たす方であれば参加できるということで、ホームページ、そして建設新聞等々で掲載をしまして実施したわけでございます。残念ながら第1回目で発注したときに、入札の当日、読売新聞社の方から談合情報が入り、入札を一たん中止をさせていただいたところでございます。そういうことから、直ちに町の委員会を開催しまして事情聴取を行った結果、談合はしていないということで参加申し込みした4社の事情聴取を行ったところでございました。

そういうことから、問題がないということでございましたので、再度担当であるこちらの方の太陽光発電整備工事につきましては、産業観光課の方で担当していただきましたので、再度設計の見直しをさせていただきました。設計を見直して、再度起工の決済をしていただいて、入札方法についても今回も同じ一般競争入札の簡易型の総合評価方式を採用すると。条件については、できるだけ地元並びに近隣ということで、条件をつけたわけでございますが、やはりそういうふうな談合情報が入るということであれば、参加する区域を拡大したいということでございまして、仙台まで全部、南から仙台まで区域を設定をし直して、再度参加申し込みを得たところでございます。1回目については4社しか申し込みなかったんですけども、2回目で6社というふうになったところでございます。6社で書類審査した結果、適正であるということで、6社で入札会を今年の1月8日に実施しました。この一般競争入札は、大体最低でも1カ月半ぐらいかかるというふうな内容になっております。そういうことから、できるだけ縮めまして1月8日に入札した結果、6社の中で予定価格に達しない業者、あと書類の不備ということで、書類は入札の札を入れる前に積算内訳表というのをまず入札・開札の前に提出するという条件になっております。それを怠った業者が1社ございましたので、ここでこの業者については書類の積算資料がないということで失格ということになったところでございます。そういうことから、失格の業者は入札の応札ができませんので、この6社のうち5社で入札の札を入れていただきました。その結果、2社が予定価格を上回っていたということで、これは失格でございます。そういうことから残りの3社が予定価格内であって最低制限価格を上回っているということで、総合評価方式になったところでございます。

総合評価方式は、価格採点が80点でございます。そして、価格以外の評価項目の評価点が20点でございます。合計100点満点で、得点の高い業者が総合評価で落札決

定というふうになるわけでございます。そういうことから、価格点が幾ら低い数字を入札ふだとして提示しても、その他の貢献度合い、災害協定とか、営業所が町内にあるとか、工事实績がある方については価格以外で20点の点数がございますので、それらを活用しますと逆転するということもございます。そういうことで、最終的に落札したのは、亘理町の公式ホームページ等で発表した業者に落札したというふうな状況でございます。落札率については、84.37パーセントで落札されたということでございます。

内容については以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 13ページ、今のところですけども、今の入札結果は別にして、この工事を終わって、この利用方法。工事総体で5,000万円以上下がっても4,000万円ぐらいの工事だろうと思います。その利用方法として有効に活用するために、ただ展示物として太陽光発電を普及のための利用なのか、そのほかこれを活用して温泉島の海にね、そこで供給される電力量を供給できるような機種に変換できるのか、将来問題として。そこまでしないと、ただ単にこれを大金をかけてつくった場合、ただ見せ物みたいな不用品になってしまう恐れがある。そうしたら、日々の電気をつくる、そういうシステムなら温泉島の海の方に利活用できるような方法まで持っていかないと、現場としての展示物としては有効な活用になっていないの。そこまで活用できるかできないかお聞きします。

あともう一つは、公園管理費、17公有財産購入費、ここで相殺で1,128万7,000円、町長の説明では相殺してこのくらいになったと、何と相殺してこうなったのか。4月の増設で面積がふえていて、多分増額になった。結果的にはマイナスになった。何と相殺してこのような形になったのか。この2点について説明をお願いします。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） まず、第1点目の太陽光発電システム設置工事につきましてでございますが、ここの工事につきましては、場所についてはわたり温泉島の海の東側の駐車場の隅ということで計画しております、これについては地球温暖化対策ということと、地元で太陽光素材メーカーをぜひ積極的に誘致することでのPR促進も兼ねて、人と環境に優しいエネルギーの導入促進という目的

で設置するわけでございます。当然活用につきましては、こういうふういきょうもお天気がいい場合には、当然何キロワットという30キロの太陽光の発電ですの
で発電できるということから、それをただ放電するのではなく、近くにありす
わたり温泉鳥の海で、少しでも日中の電気料の軽減につながるよう利用させてい
ただきたいということで、これらについても工事をさせていただきたいというふ
うに考えております。そうすることによって現場での発電状況、そしてわたり温
泉の中にも同じPR用のパネルを設置するような計画がございますので、そうす
ると今外で発電しているものはこういうふうに温泉の中で利用されてるというの
がご理解いただくと、各家庭で導入される場合でも、こういうふうに発電してこ
ういうふうに利用できるのかということで、地球温暖化対策、そして電力の削減
というか、経費削減にもつながるというのを積極的に利用していきたいと。そし
て、今後30キロを拡大するかどうかについては、これはあくまでも一つの町とし
ての太陽光に対しての地球温暖化対策のPRということでございますから、設置
をふやすとかそういうことでは、今のところ温泉の場所については考えていない
ということでございます。

あと、第2点目の公園の精査については、特に鳥の海公園については、当初中の
フィールドだけを芝生化するというので発注したわけでございますが、やはり
サッカーとかいろいろな多目的に使った場合に、芝が削れるというか、補修をし
なくちゃならないということございましたので、トラックの外側の周りに、そ
の補修用の芝を植えた方がいいんじゃないかというふうになりましたので、そこ
ら辺の事業費の精査をした結果増額になったと。そして、あと、今回のこの経済
危機対策臨時交付金事業ですね、交付金割れをしないようにということで、今回
調整をさせていただいている状況でございます。ただ、公園の公有財産購入費に
ついては、9件の方の地権者を対象に用地交渉をしたわけでございますが、1名
の方がなかなか事業に協力が難しいということございまして、8名というこ
とございましたので、当初の9,200平米が6,337平米ということでございますが、
十分公園としては機能が果たせるということで、逢隈の期成同盟会または区長会
等の役員の皆さんにも集まって、いろいろと懇談をさせていただいて意見を交換
させていただいて、大丈夫だというふうなご意見をいただいて事業費の全体的な
精査をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

- 9 番（鈴木高行君） 公園の部分はわかりました。ただ、太陽光のこのシステムね、何か説明を聞くと本当に今回つくるシステムで温泉の方に供給する電気がどのくらい出て、どのくらい入るのかわからないけどね。それで、日常、普通の天気であったらば、温泉の方にどのくらい供給できると、日中ね、その辺の換算がわからないところあるし、あとは将来またできるとかできないとか話ししていたけれども、今の段階の工事した分でどのくらいの供給ができて、規模がどのくらいのものだと、その辺の内容をお話ししてほしいの。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東常太郎君） 今の温泉の電気料、大体月平均で180万円ほどかかっているんですけども、今回30キロワットの太陽光発電を設置した場合、月に3万8,000円ぐらいの軽減図れるのかなということでございます。お金から言えば微々たるものでございますが、地球温暖化の観点からすれば、そういう形でPRしていきたいということでございますので、ご了解願いたいと思います。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

- 9 番（鈴木高行君） 30キロワットのパネルを上げると。それで、月に3万8,000円の供給できるぐらいの電力が出るんだと。ちょっと計算上これ足りないんじゃないかなと思うんだけどね。私も3キロワットの上げてるけれどもね、もうちょっと電力は上がるんですね。それで、将来にわたってこのままで終わってしまうのか。投資額がね、当初のこの前の補正予算では5,400万円と初め聞いたのね、これつくる時の補正予算で、1,300万円下がったから4,100万円ぐらいの工事費ですね。それを投資してこの3万8,000円ずつ上げたって、年間40万円だ。10年たったって400万円しか取れないと。そういう換算でなくて、私は上げるとき聞いたのはね、大体15年ぐらいで設備投資費はツーペイできるよと、そういう電気会社、三洋さん、今のエムセテックさんですけどもね、7年前の話では。それで今になってこのぐらいの金額しか上がらないというのは、よっぽど効率の悪いパネルな気がするのね。そういう工事なら私としてもちょっと投資額からすれば腑に落ちないところもあるんです。そういう設計なんですか、これは。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東常太郎君） わたり温泉の今の電気システムというのは、高圧事業者ということで、お金的に民間よりも高い金なんですよ。ということは、民間の場合は月々計算しますと5円ぐらい安く、要するに電気料というのは安くなってるんですけども、わたり温泉の場合は高圧受電所ということで、普通のお金よりも高くなってるということで、月計算平均しますと、先ほど言った3万8,000円ぐらいの電気量にしかならないということでございます。

また、確かにこの太陽光のパネル、システム耐用年数、先ほど議員さんが言ったように15年ぐらいだというような話でございますが、当初から15年をした場合に元を取れるという話をうちの方では言っておりません。というのは、あくまでも地球温暖化、そういう対応のために今回設置するんですよというような形では説明したつもりでございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。18番島田金一議員。

18番（島田金一君） 今の項目ですが、はっきり言って設計変更若干やったというふうな話になっております。その中で、太陽光発電のシステムのパネル方式と、追跡方式、私も一般質問でやりましたが、その考え方は初めからなかったのか。

あと、もう一つ、ここ塩害があります。塩害がありますとパネル表面に塩害つきますと効率が落ちます。そういう対策は使ってから効率が悪くなったと、そういうことがないような方法も若干今考えられて設置されております。そういう点と、効率の面、エネルギー変換率ですね、それを最大限、今成果方式の中でいろいろ点数をつけて最終的には3社から1社に絞ったということですが、そういうふうな変換率とか、そういうもろもろの項目、もしここで発表できましたら、主要なものでいいですから、こういうところ重点にやったということがありましたら教えてください。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東常太郎君） この質問も、島田議員の方から前あったと思うので、追跡方式の太陽パネルですね。確かに宮城県では利府町において設置しております。確かに太陽を追ってくるっと回るような形でパネルが動くような形のパネルでございますが、これはかなりお金がかかります。ですから、先ほど鈴木議員が言ったような事業対効果の話からしますと、かなり率が悪いのかなと。ただ、うちの方の

今回の太陽光パネルは、三洋さんのパネルでございまして、今日本の中で熱の伝導率高いのが三洋さんのパネルということで、うちの方ではその三洋のパネルを採用すべくして、今後していきたいなと考えておりますのでご了解願いたいと思います。（「まだ、塩害とか何か」の声あり）

確かに、塩害対策といって、海の方に近いんですけれども、確かに今防砂林、保安林が手元にありますので、確かに塩害、塩、近いということであるんですけれども、今後その状態を加味しつつ、もしそういうところがあればパネルをある程度ふくとか、そういう形で対応していきたいと考えております。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 今、一番パネルをふくとか、人体的な労力でやるということもあるんですが、今設計変更になった場合、私項目もし主要項目6項目で、今熱伝導率とか、もう一つは今言った費用の面、あとそういうふうないろいろな附帯の条件を何項目か出したのかなということをお聞きしたかった点と、もう一つは今の塩害の分ですけど、パネルをふくというふうな条件ですと、なかなかいろいろなものが出てくるんじゃないかなと思って、今最新鋭というか、上のコーティングをかえるとか何かという方式もあるみたいなんですけど、その点の配慮はなさらなかったか、2点をお聞きします。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東常太郎君） コンペ方式の形で、先ほど島田議員さんが言ったようにコンペ方式の採用はしておりません。

コーティングについては、その辺は考慮はしておりませんでした。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。13番山本久人議員。

13番（山本久人君） 11ページなんですけれども、2款1項5目6節車両管理経費196万円の減額ということでハイブリット車2台、低排出車3台注文したらもう1台買えるぐらい減額されたというふうに理解してるんですけれども、これは減額幅としてはかなり大きいという気がするんですけれども、この内容、指名競争入札だと思うんですけれども、ちょっと詳しくわからないので、どういう方式で……、この経過を簡単に結構ですでお知らせいただければと思います。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 車両購入につきましては入札方式ということで、町内に当然自動車屋さんがございますので、指名願いの出ている業者さんを全部対象にさせていただいて、こちらから仕様書については当然地元ケーヒン亙理というホンダのメーカーの企業がございますので、やはりメーカー指定をさせていただいて、低公害車とやはり全部低公害車のハイブリットカーだけ買うわけにはいきませんので、ハイブリットカーは議員さんもわかるとおり乗用タイプでございますので、やはり役場の公用で使う場合には貨物というか、荷物をつけていろいろな行事、現場に行かなくちゃならないものですから、貨物仕様の普通車を購入させていただいたということで、当然ながらこの予算の総額で、結局予定の価格をそんなに大きく下回らないんじゃないかという想定で入札会を実施したわけですが、予想以上に落札した業者さんは頑張っていたと。ホンダの亙理にあります京浜精機のちょうど後ろの方のホンダの特約店でございますね、向こうの方で落札したということでございまして、何かやっぱりホンダの特約店については特別メーカーの値引き額が出せるというようなことで、多くの金額の値引きがあったようでございます。ただ、この交付金事業は、当然台数を国の方に報告しておりますので、やはり事業費の積算については見積徴収等として正確に積算してるものですから、本当にもう1台ぐらい楽にふやせるわけですけれども、基本的には5台ということでございましたので、最小必要限度ということでございまして、耐用年数が10年以上、10万キロを超えている車ということが対象なものですから、今回はそういうふうなことで執行させていただいたところでございます。

以上です。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） 参考までに予定価格と最低落札価格と落札率、おわかりでしたらお知らせいただきたいと思うんですけれども。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 落札率といっても、一応こういうふうには私の方では基準を決めたんですけれども、インサイト、要するにハイブリットカーについては諸経費込みで200万円というふうな計上をさせていただきました。本体が181万円でございますので、諸経費を含めてもそのくらいの価格で落札できるのかなと。あと、パートナーという貨物でございますが、これについては予定価格を1台150万円想

定でやったところでございます。その結果、ハイブリットカーについては、1台当たり、平均で大変申しわけないんですけども、181万円で落札になったと。200万円想定したのが181万円。あと、パートナーの貨物車については150万円で想定したわけでございますが、119万4,000円ということでの落札になったというふうな状況でございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） すみません、入札に参加された業者さんは何社あったかだけ、最後お願いします。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 町内の自動車会社の入札の指名競札に入っている業者8社でやらせていただきました。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。8番安藤美重子議員。

8番（安藤美重子君） 13ページの防災事務経費なんですけれども、ワイヤレスメガホンを買いましたら413万円の減額ということなんですけれども、町内の防災組織のところ差し上げたということなんですけれども、まだ結成されていないところにも差し上げたのかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） お答えします。現在組織が終わっているところのみに配付をしております。何セットかまだ余裕あるんですけども、想定して平成22年度中ぐらいにはほとんど結成が済むのではないかとということで、現在のところはその分だけは保留しております。セット数が7セットございます。役場の方で保管しています。

以上です。

議長（岩佐信一君） 安藤美重子議員。

8番（安藤美重子君） 400万円の減額となりますと、例えば75自主防災組織で割ると、一つの組織に大体5、6万ぐらいの予算を張りつけることができると思うんですね。ですから、減額しないでその分何かほかのものを、設備というか何かを差し上げるというような意見は出なかったのでしょうか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） このことについては、要するに入札の結果等については自主防災組織の方にはお話ししておりません。これは交付金事業でございますので、国がこの事業を認めてもらえるかもらえないかの問題です。先ほど企画財政課長が言ったとおり、この事業についてはほかに変更することが不可能でございますので、担当とすればですよ、担当とすればまた自主防災組織には例えば発電機とかそういう要望もございます。そういうこともございますので、担当とすればそういうふうな要望、希望はあるんですけれども、今回の事業ではそれがかなわなかったということでございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。6番高野孝一議員。

6番（高野孝一君） 15ページです。15ページの1目の学校管理費。亘理小学校の西校庭の芝生の関係です。ただいまの説明では、トイレと倉庫をつくるというふうな話を聞きましたけれども、その前に、半年くらいか1年くらい前か忘れましてけれども、中央児童センターをつくるということになったときに、その校庭で使う利用者のトイレも児童センターで利用させるために設計したというふうな話を聞きました。あえて今回別枠でトイレをつくる理由と、その場所、大きさ、それをお話ししていただきたいと思います。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） 高野議員さんおっしゃるとおり、西校庭の芝生をした際、その利用者を中央児童センターでのトイレも活用できるかなという話もございましたが、芝生を使う利用者が土日が多分中心になるだろう、あと、夜間も使用するということから、児童センターの無人の際のトイレ活用が難しいということから、中央公民館の南側のグラウンドにあるような簡易的なトイレであっても必要かということで、今回は男子小トイレ1、大便器1、女性用1という形のトイレを牛乳屋さんとか、祝田の道路側のちょうど駐車場の中心部あたりに設置するというので計画をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6番（高野孝一君） 中央児童センターのトイレを使用するに当たりまして、ちょっと私の記憶違いかどうかわかりませんが、土曜日、日曜日でも対応できるというふうなことでの施設をつくるというふう聞いた記憶があるんですけれども、そ

れをちょっと確認します。

あと、もう一つ、芝生できましたら基本的にはサッカーのスポーツ少年団が利用すると思うんですけども、そのほかの団体なり、町の事業とかで使うと思うんですね。生きた芝生なので、メンテ、整備が必要になると思うんですね。前の質問では今サッカースポーツ少年団のお母さんの方たちをお願いしているというふうな状況しかまだ対応していただけませんでした。例えばその後の父兄の方たちの了解がもらえたのかどうか。そのほかに、サッカー以外に使う団体がいれば、結局その方たちもその整備をしなくちゃいけないのか。ましてやそのあと、中央児童センターの子供たちも当然芝生のコートも使うと思うんですけども、その辺の各種団体の整備の割合といえますか、責任分担をどういうふうに考えているのかお聞きしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） 一番最初の中央児童センターのトイレ問題につきましては、保健福祉課長の方から答弁をいただきたいと思いますが、管理部門につきましては、サッカー協会がNPOを立ち上げたいという形では今進んでおるようでございます。ただ、協会内でございますので、立ち上げがスムーズでないという点もございます。ただし、協会のある程度の方々とは管理する部分については年間を通してやっていただくということで話し合いはついております。管理するために乗用の芝刈り機を購入いたしました。その取り扱いについては、生涯学習課の職員と、サッカー協会、お互い協力しながら刈ると。水かけについては朝方になりますので、それについてはサッカー協会をお願いするという、一つ一つ打ち合わせはさせていただいております。あと、芝でございますので、今までのように駐車場的な活用はできないということになりますので、それ以外に活用いたします中央児童センターの小学生、あとそれから、亘理小学校の小学生が利活用するわけでございますが、その方については、草むしり等のお願いはする形にはなるかと思いますが、常時の管理はお願いしないという状況で進めております。町職員並びにサッカー協会の方と、今のところは詰めているという状況でご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） まず、日曜日の開館の件でございますけれども、当初におきましては日曜日の開館については考えてございませんでした。通常どおりの月曜日から土曜日というふうなことで検討しておりまして、最終的に今後日曜日のうち2週間だけ開館しようというふうなことでなった経緯がございます。それから、重複するかもしれませんが、センターの方のトイレでございますが、現実問題といたしまして、夜間照明を使っても競技をするというふうなことでございますので、その児童センターの方の開館時間とどうしても合わないというふうなことで、もし兼用するにしても使えない時間が出てしまうと。それは大変困るだろうというようなことで、またそれとは別に、別個に設ける方が利用者のため便利になるだろうというふうなことで、別に設置というふうなことで関係課の方と協議させていただいたものでございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） その芝生の管理の経費なんですけれども、今NPOを立ち上げるというふうな話と、サッカー関係者の方たちのボランティアで整備するというふうなことの説明なんですけれども、基本的な人件費的な経費は考えているんですか。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） ボランティア、要するに今地域の町づくりという兼ね合いから、正味の人件費ということでは考えておりません。ある程度、1日来ていただくということから、食事代程度のということで今話は進めさせていただいております。

以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号 平成21年度亘理町一般会計補正予算（第7号）の件を採

決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 平成21年度亙理町一般会計補正予算（第7号）の件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時25分といたします。休憩。

午前11時17分 休憩

午前11時26分 再開

議 長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第3号 平成21年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議 長（岩佐信一君） 日程第6、議案第3号 平成21年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは議案第3号 平成21年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

平成21年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億648万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億8,381万7,000円とする。

第2条、地方債の補正。地方債の追加は「第2表 地方債補正」による。

今回の補正につきましては、町長の提案理由の中にもございましたけれども、歳入におきまして国保税が当初計上しておりました予算額を下回る見込みであるというふうなことでの減額補正。それから、歳出におきまして医療費の伸びに伴いまして、今後の見込みを含めまして各種給付費につきまして増額補正するものがございます。なお、歳入の不足分につきましては、保険財政自立支援事業債を活

用しまして充てるといふうなことでございます。また、それに伴いまして財源の内訳の中で組み替えをさせていただくというのが内容でございます。

それでは、初めに歳出からご説明させていただきますので、13ページ、14ページをお開きいただきたいと思ひます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費でございますが、1億1,436万8,000円の増額補正でございます。

同じく2目退職被保険者等療養給付費でございますが、4,393万6,000円の増額補正。同じく3目一般被保険者療養費でございますが、204万9,000円の増額補正となっております。

2項1目一般被保険者高額療養費でございますが、3,329万2,000円の増額補正。2目退職者被保険者等高額療養費1,100万3,000円の増額補正となっております。

続きまして、4項1目の出産育児一時金でございますが、72万円の増額補正でございますが、これにつきましては10月から出産育児一時金につきまして4万円プラスになるというふうなことで、その分の国の補助金2万円がつかますけれども、あわせまして4万円の増額補正で、今後の見込みにつきまして37件分、そしてこの分として増額させていただいたものでございます。

同じく4目の出産育児一時金支払手数料でございますが、この出産育児一時金でございますが、支払い方法が変わりまして、今後につきましては原則としましてその病院から国保連合会に請求が行きまして、国保連合会から町の方に請求が来ると。支払いにつきましてはその逆をたどるといふうなことでございまして、最終的に国保連合会から各医療機関の方に支払われるというふうなことで、その際の手数料というふうなことで今回37件分8,000円でございますが、増額補正させていただきました。

次のページでございますけれども、3款1項1目後期高齢者支援金等74万4,000円の増額補正でございますが、これにつきましては後期高齢者支援金につきまして額が確定したことによりまして、その差額分を増額補正とさせていただいたものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、9ページ、10ページをお開きいただきたいと思ひます。

9 ページの方でございますけれども、1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税でございますが、右側の方に 1 節医療給付費分現年課税分でございますが、これにつきましては 1 億3,827万2,000円の減額。同じく 2 節後期高齢者支援金分現年課税分で 202万4,000円の減額補正。合わせまして 1 億4,029万6,000円の減額補正というふうになってございます。

続きまして、2 目退職被保険者等国民健康保険税。これにつきましては、769万7,000円の増額補正となっております。

3 款 1 項 1 目療養給付費等負担金 3,797万2,000円の増額補正でございますが、これにつきましては歳出におきまして療養給付費等がふえたことに伴いまして、ルール分として増額補正するものでございます。

2 項 5 目出産育児一時金補助金でございますが、74万円の増額補正でございます。これにつきましても先ほど申し上げました 4 万円出産育児一時金がふえた分の 2 万円の国庫補助分として予算計上させていただいたものでございます。

4 款 1 項 1 目療養給付費交付金でございますが、4,709万2,000円の増額補正でございます。

続きまして 7 款 1 項 1 目共同事業交付金 2,200 万の増額補正及び、次のページになりますが、11 ページ、2 目保険財政共同安定化事業交付金の 1,100 万円の増額補正でございますが、これらは高額医療費に係る分の交付金として増額補正をするものでございます。

9 款 1 項 1 目一般会計繰入金でございますが、643万6,000円の増額補正でございますが、内訳といたしまして、1 節保険基盤安定繰入金というふうなことで保険料の軽減分といたしましてルール分として 645 万円の増額補正。

2 節のその他一般会計繰入金 1 万4,000円の減額補正でございますが、これにつきましては出産育児一時金の国庫補助分額というふうなことで財源の組み替えによりまして 1 万4,000円の減額補正をさせていただいたものでございます。

2 項 1 目財政調整基金繰入金 3,383万9,000円の増額補正でございますが、不足分の調整分として基金の方からの繰り入れしたものでございます。なお、この繰り入れ後の残高につきましては、2,516万2,000円となる見込みでございます。

12 款 1 項 1 目保険財政自立支援事業債 1 億8,000 万円の増額補正でございますが、税の不足分等を補うために県の国民健康保険広域化等支援事業を活用いたし

まして借り入れするものでございます。

続きまして4ページをお開きいただきたいと思います。

第2表地方債補正。

起債の目的、保険財政自立支援事業債。限度額、1億8,000万円。起債の方法、証書借入。利率、無利子。償還の方法、借入先の融資条件による。というふうなことでございますが、内容につきましては1年据え置き5年償還の均等払いというふうにとし改正になるというふうなことでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 11ページですね、12款1項1目、これとの関連で、国民健康保険の保険財政自立支援事業について、貸し付けに関する事項、償還に関する事項及び財政安定化計画の策定、事業の内容そのものについて説明してください。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 具体的な内容というようなことでよろしいのでしょうか。

まず、県の方の国民健康保険広域化支援基金事業実施要綱というふうなものがございまして、これにつきましては趣旨としまして市町村の合併、その他国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化に資するため、市町村に対し予算の範囲内において国民健康保険広域化支援基金により貸し付けまたは交付に係る事業を行うものとし、その実施に関しては国民健康保険広域化事業支援基金条例及び国民健康保険広域化支援基金条例施行規則に定めるの他、この要綱に定めるところによるというふうなことで、これが大きなものでございまして、そこの中に2種類ほどございまして、今回亘理町の方で利用するのが保険財政自立支援事業というふうなことで、総事業費といいますか、不足額の4分の3以内で借入ができるというふうなことでございます。貸し付け対象につきましては、年度途中に見込みを上回る給付の増加や、通常努力を行ってもなお生じる保険料の収納率不足等により、国民健康保険財政における収支の不均衡が生じると見込まれる場合、次の1と2に掲げる額の合算額とするというふうなことで、先ほど申し上げましたとおり、不足額が生じる場合4分の3を限度として貸し付けができるというふうなことの内容でございまして。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

- 3 番（鞠子幸則君） 2002年ですね、平成14年6月1日厚生労働省保険局長通知、国民健康保険広域化等支援基金の実施についてを通知しております。その中で、財政安定化計画を策定する際に、市町村は国民健康保険の運営の現状、そして借り入れにかかわる要因について十分な分析を行うというふうになっておりますけれども、今回県から借り入れる際に、今の国民健康保険の現状と借り入れにかかわる要因ですね、どのように分析されたのか答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 県の方と協議をしまいたったわけでございますけれども、現実そのまんまの内容でお話を申し上げまして、今までは財政基金の方から繰り入れをして運営をしておりましたけれども、今回そちらの方での繰り入れしても運営できないというふうなことで、国保税の歳入見込み等々を示しまして、これでも運営ができないというふうなことで、不足分についてお借りをしたいというふうなことで協議をしまいたった内容でございます。

今後の計画につきましては、税率、所要額ですね、を示しまして今後についての見込みも税を含めた所要額を示して協議してきたというふうな経緯でございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

- 3 番（鞠子幸則君） 借り入れる際には、先ほど説明しましたけれども、財政安定化計画を策定することが絶対条件であります。償還する際に保険税で充てるということをしながらも、必ずしも保険税で充てることがストレートに直接に保険税の引き上げには結びつきません。それは、医療費の問題、それと保険税の問題を含めてストレートに償還額を保険税で充てたとしてもそれがストレートに直接に保険税の引き上げには結びつかないと思いますけれども。そこで伺いますけれども、財政安定化計画には保険税の引き上げは明記されているんですか、されていないんですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 所要額としての額は示してございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 町長の提案理由6ページ「国民健康保険税の引き上げができなかったことにより、当初予算で計上した税額が下回る」このような説明がありますね。ここの、この内容の説明、税率が改正できなかったから税額が確保できなかった、この説明と、今回の保険税の減額1億3,800万、これらの因果関係どのようになっているのか。わかりますか言ってることが。まずこの1点。要するに私が言ってるのは、保険税率を改正してパイを大きくして税額を上げる、そういう形をとるという方法ですね、一つは。税額改正するということですね。それで税額の不足分を補うという形をとるということね。その中で今度、国庫の支出金とか交付金とか、これらの部分については歳入が現年度分上がってきていると。税額が20パーセント近くも落とす。その賄う分は起債だという形で今回この補正予算組んでいるんですけども、その辺の内容と。あと、今回の保険給付費の増額分2億円、これは因果関係はどのように考えてこのような増額分を出してきているんだ、その起因は何なのか、その辺についてご説明願います。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） まず、税額の減額分でございますけれども、基本的なルールといたしまして、これは何回か申し上げておると思うんですけども、国保税の予算の組み方というふうなものにつきましては、歳出につきましてまず精査をして歳出を決める。その次にルール分として、先ほどご質問にもありました療養給付費とか、医療費にかかわる分につきましてはルール分として国、県等から入ってくる補助金、支援金、交付金等がございます。そして、一般会計からの法定内の繰入金等々もございます。それを足しまして、その歳入の合計額、それから先ほど申し上げました一番最初に組みました歳出の合計額で、差し引きましては不足分につきましては税に求めるというふうなことでのルール決めがございます。予算につきましてはそのような形で組むと。ただし、それらの現行税率で求められるものなのかどうなのかというものはまた別問題といたしまして、本賦課のときに再度そこで基本となります税務申告等々が終わっておりませんので、その税務申告等が終わりました本賦課の段階で再度計算をし直して補正を組むというのが基本的なルールというふうになってございます。今回の場合につきましても、予

算につきましてはあくまでも前年度におきまして療養費の伸び等々を試算をいたしまして、結果的には見込み以上に医療費につきましては伸びておりますけれども、そういったものも勘案しながら不足分についてこの税の部分に所要額として計上させていただいたということでございます。

それから、歳出分の各種療養給付費につきましては、12月までのまずもっての実績で見ました。それ等を特別にある月だけ突き出ているというふうなことではなくて、でこぼこというふうなのが現状でございます。ということは、特別な理由があったわけではないのかなというふうに判断いたしまして、12月までの実績でもって一月平均を出しまして、前年の1月、2月を見てみましても大体同じような数字となったものですから、そこから割り戻しまして12カ月分というふうなことで年の所要額を出しまして、今回の予算額から差し引いた分の不足分を今回増額補正をさせていただいたというふうな内容でございます。

また、ここで療養給付費が伸びるものですから、それに伴いまして、これも先ほどお話ししましたとおり、ルール分として国の方からあるいは財政安定化基金というようなことで高額医療費ですか、そちらの方からの分として戻る分もございますので、歳入の方につきましてもそのような形で増額補正をさせていただいたというふうな内容でございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 保険給付費の2億500万というのは、毎月の医療費がトータルして12月までの月平均がそのぐらいの推移でいったからこのぐらいの見込んだと。要するに、前年度の見込みと違ったということも一つあるようです。12月まででこのぐらい伸びるということは、大体医療費のうちの10パーセント近く伸びてるのかなと思います、歳出から言えば。その辺の見込み違いもあったというのが一つあります。あと、この歳入の方の、私が言いたかったのは、保険税が減収したと。減収分を引き上げで賄うと。確かに医療費から持ってくるのはわかります。歳出から持ってくるのは。考え方からすれば医療費があって、それに対して付随をするものを交付金から徴収、いろいろ入ってきて、最終的には税を決めるんだというのわかりますけれども、暫定課税の分もわかります。前年度課税が落ち込めばその分を補う分はどこかに転嫁しなきゃないです。それもわかります、やっ

てる部分はね。けども、引き上げができなかったから税額が確保できなかったと、この意味が私はわからない。税率改正、引き上げができなかったから税額が下回る、これはもともとこういう問題ではないと思うんですね。見込みが、初めの税額からくれば1億3,000万も落ちるんだから、落ちるということはもう少しいろいろな工夫があつて、上げる工夫も必要だし、医療費減らしも必要だし、その辺はトータルしていろいろなことを考えて最終的にこうなるというのならわかるんです。けども、原因は税率を改正しなかったから税額不足すると、ぼんというこの言い回しがね、私はちょっと腑に落ちないですね。その辺についてだれかわかる人。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 議員さんがお話しのとおり、確かに今お話しいただいたような形で税を求めるといふなことでございますけれども、これはある本の考え方にあつたんですけれども、不足分を求めるのは、一応今は国民健康保険税というふうな税になっておりますけれども、考え方としては必要な額を、所要額を、これは加入者皆さんの方に分担金として求めるものだというふうな考え方で国保というのは運営されているというふうなことがございまして、あくまでも加入者の皆さんで、当然いろんな健診の勧めとか、そういったことは当然努力しなければいけないことではございますけれども、それによりましてとにかく現在医療費の方が伸びているのは現実でございます。そこからのルール分を引いて、残った分につきましては現時点ではどうしても税に求めざるを得ないというふうな取り組み方しかできないものですから、ルールとしてですね、そういうふうな基本的な考え方がございますので、今回も先ほどとまた同じようなことになりまして、不足分について所要額としてこちらの方の求めるところが税しかないものですから、そちらの方に予算計上したと。結果的に所要額、結局今から出る見込み額というのがございますので、その分を支払う分がこれで賄い切れないというふうなことがありまして、結果的には県の基金の方から1億8,000万お借りをして精算をするというふうなことでございます。

なお、参考までになんですけれども、今議員さんの方からお話がありましたとおり、医療費につきましては、前年の決算ベースと比較しましても、これはあくまでも今回の分につきましても見込みなものですから、確定ではございませんけれ

ども、現在の見込みと去年の決算をあわせますと、差し引きで約1億5,000万ほど療養給付費の方が伸びているというふうな現状でございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 今ね、担当課長お話しの中で、私前回の国保税の改正、議会で否決になりましたね。それだけが原因で税額が下がる見込みというこの趣旨説明は、そのようにとるんですね。そのほかにもろもろの今お話が担当課長から出てきました。それらも含めて今回の税額は下がると。あくまでも税率改正が議会で否決になったためにこれが税額が下がるというような言い回しでこのように私はとるんですね。それではないと思うんです。それは否決になったことは事実です。それが原因ではないと私は思うんです。そのほかにもいろいろな付随する理由があってこのような改正になったと、この書き方がうんと気に食わないです、私。だれが書いたかわかりませんが。そういうことで、質問は終わります。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。17番高野 進議員。

17番（高野 進君） 担当課長からいろいろ話を伺っておるわけですが、この証書借り入れの1億8,000万、1年据え置きということは、再来年度から年間3,600万円返済するという形になります。そこで一つ、返済の財源は、今までの話を聞いてますと当然保険税から賄うという形になろうかと思えます。そうすれば、今までの傾向から言えば当然保険税は上がるのではないかというふうに考えるのですが、その辺先行きはいかがですか。お伺いします。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 直接税から求めるというようなことではなくて、全体の中から求めるようにはなりませんけれども、結果的には現状のままでも先ほど来申し上げているとおり、医療費の伸び等々も含めまして、改正は必要なものであろうというか、所要額はふえていくだろうというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） ですから、上がっていくだろうということで考えておりませんかというふうに聞いてるんです。再来年度保険税が上がりざるを得ないでしょうと。返す財源として。それを聞いてるんです。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） このままいけばそのようになろうかと思えます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） さて、このいわゆる証書借り入れで上がるであろうとクエスチョンマークついてますが、まず。じゃあ、次年度からこれとは別にして保険税は今のままでいけば上がるであろう、私は返事の中で今までの聞いております。すると、次年度も上がるだろう。そして今度はその次からは返済もするために上がるであろう。ダブルアップといいますか、そうなるというふうに思うんですが、イエスカノーかで結構ですから。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 少なくとも所要額は上がると思えます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 私は思うんですけれども、借り入れするということは、先送りという形で私はとらえます。対策としていわゆる歳出といいますか、事業の見直しも必要だろうというふうに思いますし、二つ目は申告後に補正を組むということでございますけれども、滞納が約1割、今数字持っていませんけれども、トータルで30数億の保険税といいますか、それで滞納が3億以上あると思えます。その滞納対策、事業仕分け、今後やっていくのかどうか。そうしていけば少しでも保険税のアップが防げるのではないかというふうに思うんですが、それについてお伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 今ご指摘いただいた内容につきましては当然積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。8番安藤美重子議員。

8番（安藤美重子君） 一つだけ伺います。保険財政自立支援事業債、これ一度お借りしましたらば、この次、来年も再来年もと借りることはできるんでしょうか。それとも何年間かは借りることができないのか。そのことだけお尋ねいたします。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） そういったことは書いてあるところがございませんので、あ

くまでも県の方の予算の範囲以内でというふうなことでございますので、予算があれば、あとは申請をして審査が通れば借り得るものだと思います。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。13番山本久人議員。

13番（山本久人君） 全員協議会でも確認させていただいたんですけれども、来年度は間違いなく上がるというふうに町長も一般質問の12月議会でもおっしゃられてましたけれども、上がるのであればなるべく早く知らせていただきたいというのが町民の思いだと思うんですね。早目に準備しておかないと、やっぱり大幅な値上げというのも考えられますので、大ざっぱな、現時点でわかる範囲で結構ですので、1円単位の数字は当然出ないと思いますので、大ざっぱな、例えば1世帯当たりどのぐらい、一人頭どのぐらい、モデルケースでも構いませんので、わかる範囲で結構ですのでお願いします。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 新年度分につきましては、もう少し精査させていただきまして、改めてお話をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） 財政調整基金が繰り入れ後に2,500万ということをお聞きしまして、そうするとやっぱり上げざるを得ないと。全員協議会では私単純に一人頭3万ぐらいですかと言ったら、その程度ですねという話だったんですけれども、大体そういう考え方でよろしいですか。それとももうちょっと上だよ、もうちょっと下だよというのはございますか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 金額を申し上げるのは大変難しいんですけれども、大体不足するのが3億から3億5,000万ぐらい不足が生じるというか、所要額が必要になると、現状から比べるとですね。そういうふうな現時点での見込みでございます。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） 現時点での見込みがそういう大ざっぱな範囲でわかっているのであれば、ある程度早目に前もって議会のみならず町民に対しても周知をすれば、そ

の中で議論が生まれますし、その中でどうするのかと。やはりこのルールどおりに税に求めるのか、それとも困ってる人には助けてあげなさいよと、そういう考えの人が多数になればそれも一般財源、一般会計投入というの也被考えられるのではないかと。何でもかんでもルールどおり、ルールどおりでいるんだったらこれは我々議員も要らないし、コンピューターにでも任せればいい話であって、どうするのか、そういう議論のためにも前もってある程度生活設計もありますのでね、子供さん抱えている場合には、子ども手当もどうなるのかまだ決まってませんので、前もってある程度の、1月の広報ですか、それに国保税の話が載ってましたけれども、そういう形で周知されるという考えはございますでしょうか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） そういったことがございまして、2月の広報の方に4ページにわたって掲載させていただいたところでございます。ただ、具体的な金額というのは、先ほど来申し上げているとおり、所得の申告、それから加入者の人数とか、そういったものが決まらなるとなかなか示すのが難しいものですから、逆にそこで、現時点で町民の皆さんの方に金額を示してしまいますと、当然申告後でございまして、額というのは必ず変わると思います。というようなことありまして、大きな流れとして今後も町民の皆様の方には広報等を使いまして、こういうふうな現状ですというふうなことでお知らせはしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号 平成21年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 平成21年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 平成21年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（岩佐信一君） 日程第7、議案第4号 平成21年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） それでは議案第4号 平成21年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

平成21年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ555万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ16億411万4,000円とするものでございます。

第2条、債務負担行為の補正。債務負担行為の変更は、第2表債務負担行為補正による。

第3条、地方債の補正。地方債の変更は、第3表地方債補正による。

それでは、歳出からご説明いたしますので、11ページ、12ページをお開きください。

2款1項1目未普及解消下水道事業費の組み替えを行うものでございます。

13節委託料の1,251万3,000円の件につきましては、入札等の結果により22節の補償補填及び賠償金の200万円の件につきましては、当初電力、電話、それから水道等の移設補償を見ておりましたが、工事を確定したことに伴い不用額が出ますので、補助事業を有効に活用しまして普及を図るため、15節の工事請負費に1,451万3,000円を増額し、議案第1号でご説明申し上げました亶理第3-2号汚水枝線工事の延長を図るものでございます。

それから、2款2項1目流域下水道事業費につきましては、阿武隈川流域下水道の負担金でございまして、事業費が確定したことに伴いまして補助事業費で567万

3,000円の増、それから単独事業費で11万4,000円の減となりますので、相殺いたしまして555万9,000円を増額するものでございます。

次に、収入をご説明いたしますので、9ページ、10ページをお開きください。

4款1項1目一般会計繰入金から14万1,000円を減額するものでございます。

それから、7款1項1目下水道事業債570万円を増額補正するものでございます。

それでは、次に4ページをお開きください。

第2表債務負担行為の補正、変更分でございます。

平成21年度水洗便所改造資金融資あっせん利子補給金。限度額25万8,000円から18万5,000円を減額し、7万3,000円にするものでございます。期間につきましては補正前と同じでございます。

第3表地方債の補正。変更分でございます。起債の目的、流域下水道事業債。限度額1,640万円に570万円を増額し、2,210万円にするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

以上でご説明を終わりますけれども、ご審議方よろしくお願いたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 12ページですね、2款1項1目13節にかかわって、予定価格は幾らだったんですか。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 1,916万円でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 落札額と予定価格に対する落札率は幾らだったんですか。最低制限価格は設定されたんですか。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 落札率につきましては、32.8パーセントでございます。なお、最低制限価格につきましては、工事等は設けておりますけれども、委託関係については設けておりません。

以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 32パーセント、大幅な落札率ですけれども、ちなみに業者はどこですか。

議 長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 東京上下水道設計事務所でございます。

以上でございます。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号 平成21年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 平成21年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって、平成22年2月第22回亘理町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後0時10分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤 正 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 岩佐 信一

署名議員 高野 進

署名議員 島田 金一